

1. 広告が禁止される事例

(19) ビフォーアフター写真（省令禁止事項）

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容について患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。

事例① 写真のみ

解説①

ビフォーアフター写真のみが掲載され、説明が一切ない

インプラント治療

術前

術後

事例② 説明が不十分

解説②

通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項の情報が十分でなく、また、期間・回数、リスク・副作用等の情報が付されていない

インプラント治療の症例

インプラント治療により、審美面・機能面ともに回復しました。
治療費は1,500,000円から

術前

術後

ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd-shika.com

症例紹介

症例① 30代女性。事故で失った左側臼歯のインプラント治療

術前

術後

治療内容	事故によって歯根破折を起こした左側臼歯に代わって、顎の骨にインプラントを埋め込み、その上に人工の歯を被せるインプラント治療を行い、機能面の回復を行いました。
治療期間・回数	約6ヶ月間、10回
費用	総額1,100,000円 ※自由診療となります。
リスク・副作用	出血、腫張、疼痛、青痣、神経麻痺、補綴物の脱落、破折、インプラント体の破折、咬合違和感、インプラント周囲炎等

症例② x x x

解説①、②

術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す

補足

術前又は術後のイラストや、術前のみ又は術後のみの写真についても通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療の主なリスク・副作用等の情報を付す必要がある。

虚偽広告に該当する可能性について （医療広告ガイドライン抜粋）	
「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべきであること、とされている。	
医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1（7）治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

24